

明 石 市 長 丸 谷 聡 子
(公印省略 こども局明石こどもセンター総務課)

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

明石市こども局明石こどもセンターの業務について公募型プロポーザル方式業務委託（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加希望者は下記要領により参加申込書等を提出してください。

記

1 対象業務

- | | |
|-------------|---|
| (1) 業 務 名 | 明石こどもセンター給食調理業務委託（長期継続契約） |
| (2) 業 務 場 所 | 明石こどもセンター（明石市大久保町ゆりのき通 1 丁目 4 番 7 号） |
| (3) 業 務 概 要 | 児童相談所における給食業務
・ 献立の作成
・ 給食材料の調達、検査、保管
・ 調理および盛付、配膳および下膳、後片付け
・ 食器類の洗浄および消毒、格納整理
・ 従事者等の衛生管理
・ 厨房および休憩室の清掃管理
・ 残さい、残食等の処理 |
| (4) 履 行 期 間 | 2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで
(地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約) |
| (5) 参考見積限度額 | 18,120,000 円（税抜・単年度）
<u>※食材費は仕様書に指定した単価により実績に応じて別途支給するため、見積額には含めないこと。</u>
※総額 54,360,000 円（税抜・長期 3 年間） |

2 プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス部門）のサービス業務の部に契約の種類が「サービス」で登録されており、かつ、業種区分が「給食」で登録されていること。
- (2) 兵庫県内又は大阪府内に本店もしくは、支店・営業所等を登録されており、本業務に直接携わる予定の業務責任者が前記の本店もしくは、支店・営業所等に常勤していること。
- (3) 2021年11月 1 日から本業務の受託予定者の選定の日まで食中毒その他食品に係る事故により食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止処分を受けたことがないこと。
- (4) 食品衛生法の規定による営業許可の取消日から起算して 2 年を経過していること。
- (5) 下記ア～ウのいずれかの資格を有する正社員を業務責任者として、当該業務の履行期間中に専任で配

置することができること。

ア：栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する管理栄養士

イ：栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する栄養士

ウ：調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師

※正社員とは雇用契約において雇用期間の定めがない、または概ね1年以上雇用期間が定められている常勤の従業員を指す。パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者、出向社員、嘱託社員、臨時社員などを除く。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(7) 明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

(9) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申込書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

(10) 公告日において納期限が到来している明石市税（※）を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。

(11) 公告日において納期限が到来している国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）（※）を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。

(12) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 仕様書等のダウンロード

(1) 期間

2024年11月28日（木）からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、こども局明石こどもセンター総務課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5281）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

4 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAX（078-918-5128）によりこども局明石こどもセンター総務課へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

2024年11月28日（木）から2024年12月9日（月）午後1時まで

(2) 質問に対する回答

2024年12月12日（木）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

5 プロポーザル方式参加申込み

(1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル業務委託参加申請書（1部／様式4）

イ 参考見積書（1部原本、7部コピー／様式5）

ウ 参考業務費内訳書（表紙）（8部／様式6）

エ 参考業務費内訳書（本体）（８部／様式６－１、６－２）

オ 企画提案書（８部／「企画提案書作成要領」参照）

カ 公共性（施策反映）評価提出書（８部／「公共性（施策反映）評価について」参照）

キ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）

※ 発行日が公告日以降の日付のもの（写し（PDF形式を含む）も可）に限る。

・ 個人の場合・・・その３の２（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

・ 法人の場合・・・その３の３（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

※ 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その１（直近２年分）

（２） 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 使用する封筒は宛名シール（様式３）を貼り付けた角２封筒等のＡ４サイズが折らずに入るものを使用してください。

イ ２０２４年１２月１２日（木）午後１時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ 提出期限は、２０２５年１月７日（火）（必着）です。

〒６７４－００６８ 兵庫県明石市大久保町ゆりのき通１－４－７

明石市こども局明石こどもセンター総務課 公募型プロポーザル方式契約担当者宛

エ 郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式２）に貼付し、FAX（０７８－９１８－５１２８）により明石市こども局明石こどもセンター総務課へ送信してください。

６ プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

（１） 日時 ２０２５年１月２１日（火）午後 ※時間は参加申請書等の受付終了後に連絡します。

（２） 場所 明石こどもセンター１階大会議室

７ 契約保証金

契約金額の１０分の１以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第２５条に該当するときは免除等を行う場合がある。

８ 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の１１０分の１００で記載してください（税抜きで記載）。

契約締結に際しては、落札金額に１０％を加算した額で契約を行います。

なお、１円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

９ 支払条件

（１） 履行の確認

受託事業者は履行月分の業務完了報告書を履行月終了後すみやかに本市に提出するものとします。本市は業務完了報告書等を受領後、本業務委託契約等に基づく業務が適切に履行されているかを確認します。履行確認後、当該月分の請求をすることができます。

（２） 委託料の支払い

明石市は2025年4月以降において月ごとに請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払います。

10 契約の締結について

(1) 受託予定者

選定委員会において選定された受託予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うことになります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

(2) 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

(3) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託予定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(4) その他

受託予定者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

11 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

12 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

13 長期継続契約について

本委託は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を行うものです。なお、契約の翌年度以降において、本委託における予算が当該年度における年間予定委託料総額未満に減額された場合又は削除された場合は、契約を変更又は解除することがありますので、了承のうえプロポーザル方式にご参加ください。

14 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み

- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル業務委託参加申請書に申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

15 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においても当該プロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

16 準備期間について

契約締結日から令和7年3月31日までの期間は本業務の履行にかかる準備期間とします。

なお、この間における本業務の準備は受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものとしますので、了承のうえプロポーザル方式にご参加ください。

17 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）で定める不当要求行為等を行った場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (8) 明石市に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主がプロポーザル方式に参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する所在地を選定の過程において確認することがありますので、ご留意ください。